

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)	
5039	5039002			z01001	内閣官房、外務省	外務省設置法、内閣法	外国人の待遇に関しては、各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであり、外務省において、関係行政機関との連絡調整をしている。外国人労働者問題については、各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであり、内閣官房において、定期的に外国人労働者問題関係省庁連絡会議を開催しているほか、外国人の在留情報の把握と在留管理の問題については、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討しているところである。	c		「小さくて効率的な政府」の実現に向けた行政改革が進められている中で、新たな組織を設置することは困難であるが、外国人に関するそれぞれの施策については、「制度の現状」のとおり、関係省庁の取組や関係省庁連絡会議の開催により対応しているところである。		外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	2	A	外国人に関する総合的な政策推進のための組織の設置	将来的には、外国人に関する政策を一元的に担当する組織(例えば「外国人庁、あるいは「多文化共生庁」)が必要となることが予想されるが、当面の措置として、外国人の受け入れに関する政策と在留外国人に関する政策を総合的に企画立案し総合調整する部署(例えば「総合的外国人政策推進室、あるいは「多文化共生推進室」)を内閣官房又は内閣府に設置すること。		〔規制の現状〕内閣官房の「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」は、各省庁の施策の調整を行うもの、国としての総合的な外国人政策を企画立案する権限を有しない。また、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」は、犯罪対策関係会議の下に設けられ、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みを構築するなどの特定の目的のために設置されているもの、国としての総合的な外国人政策を企画立案する権限を有しない。さらに、内閣府「規制改革・民間開放推進会議事務局」は、外国人政策に関する要望を受け、各省庁に資料の提出を求めるなどの権限を有するもの、総合的外国人政策を企画立案する権限を有しない。 〔要望理由〕平成17年11月に外国人兼任都市会議が提出した規制改革要望書において、外国人に関する総合的な政策推進体制の整備のための措置を要望したが、現時点では、政府の理解を得られていない。また、同時期に提出した規制改革要望書に対して、各省庁から回答があったものの、政府全体として整合性のある回答とはなっていない。しかし、近年、国、都道府県及び市区町村が一体となって外国人政策に取り組む必要性はますます高まってきており、その実施のためには、各省庁が縦割りで施策を推進する現在の体制を改める必要がある。このため、内閣官房又は内閣府に、外国人政策を総合的に企画立案し、省庁間の連絡調整を行うのに必要な権限を有する組織を、できる限り速やかに設置すべきである。	内閣法、規制改革・民間開放推進会議令、外国人労働者問題関係省庁連絡会議(関係省庁申合せ)、外国人の在留管理に関するワーキングチームの設置について(関係省庁申合せ)	内閣官房、内閣府	
5057	5057090			z01002	内閣官房、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定) 旅館業法施行規則(昭和33年厚生省令第28号)第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日付け健康第0209001号厚生労働省健康局長通知) 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日付け健康第0209004号厚生労働省健康局長通知)	旅館業の経営者は、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合には、その者の国籍及び旅券番号を宿泊者名簿に記載しなければならない。氏名及び旅券番号等を宿泊者名簿に記載する際には、当該宿泊者に対し、旅券の提示を求めるとともに、その写しを宿泊者名簿とともに保存することとする。	c		外国人宿泊者に係る旅券の写しの保存の指導については、「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」を踏まえ、外国人宿泊者に係る宿泊者名簿の記載事項の正確性を担保することによって関係行政機関による外国人テロリストに関する正確かつ迅速な情報収集や追跡調査等に支障を来さないようにすることを目的として措置したものであり、テロに対する国民の安全性を確保するための施策の一つとして、その必要性が高いことから、これを廃止することは困難である。	(社)日本経済団体連合会	90	A	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者の旅券写しの取得・保存の見直し(新規)	外国人宿泊者に係る旅券の写しの取得・保存を省略できるようにすべきである。		当該措置の趣旨は十分に理解できるが、その目的は、旅館・ホテルが外国人宿泊者に旅券の提示を求め、宿泊者名簿記載事項の内容と照合することで十分達成し得る。この運用を見直すことにより、外国人宿泊者及び旅館・ホテル双方の負担の軽減を図り、外国人宿泊者のより円滑な受け入れを推進すべきである。現に、旅券のコピーをとる際、外国人宿泊者が視認できない場所(事務室等のバックヤード)で旅券を一時的に預らざるを得ない場合があり、外国人宿泊者から不安や不信が表明されていることに留意されたい。また、外国人団体ツアー等の場合、旅行会社を通じて事前あるいはチェックイン時に国籍及び旅券番号を記載したツアー客リストが提供されるため、旅券の提示のみで国籍・旅券番号を確認できる。にも拘らず、個人について旅券のコピーをとらなければならないため、長時間待たせ、クレームが発生する事態も少なからず生じている。 運用の改善により外国人旅行者に対する接遇が向上すれば、ビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめとする観光立国の推進に資するものと考えられる。	テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)に基づき、旅館業法施行規則第4条の2 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通知) 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行に関する留意事項について(平成17年2月9日厚生労働省健康局長通知)	厚生労働省健康局長生活衛生課	「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)」に基づき、旅館業法施行規則(昭和33年厚生省令第28号)が改正され、2005年4月1日より、旅館・ホテルの宿泊者名簿に外国人宿泊者の国籍ならびに旅券番号の記載が義務づけられるようになった。併せて、厚生労働省健康局長生活衛生課により、当該外国人宿泊者の旅券のコピーをとり、宿泊者名簿とともに保存するよう指導されている。	
5057	5057139			z01003	全省庁	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が阻害を及ぼしている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全省庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。 近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止事項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達を支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラつき、事前承認手続きの煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。		

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望事項別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057194			z01004	内閣官房、警察庁、法務省	出入国管理及び難民認定第2条の2、別表第一	制度の所管は法務省である。	-	-	外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みの構築については、現在、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において検討を行っており、在留外国人の入国後のチェック体制の強化についても、平成18年度に結論を得ることとされている。		(社)日本経済団体連合会	194	A	「高度人材」に対する在留期間の長期化	わが国経済社会の様々な分野で活躍する(あるいは活躍が期待されている)「高度人材」の受け入れをより一層促進するため、わが国で長期的かつ安定的に就労することを望む「高度人材」にとって阻害要因となっている最長3年の在留期間について、例えば在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」、「投資・経営」等、総じて専門性が高く不法滞在者も少ない分野の外国人材については、その他一般の専門的・技術的分野の外国人労働者を含む在留外国人のチェック体制の強化に関する議論・検討に先行させ、在留期間を5年に伸張すべきである。		専門的・技術的分野の中でも、右記の在留資格「投資・経営」等の「高度人材」については、現行の在留期間(3年又は1年)終了までに更新の手続きを行う制度に代えて、一定の報告義務等を課し資格外活動等を行っていないことを証明すること等の手続きを導入することにより、不法就労等の問題が発生することを防止できる。その一方で、問題のない「高度人材」の身の安定性が大いに高まることで、優秀な人材を海外から受け入れるための環境が改善されるものと期待される。 なお、その他「高度人材」に含まれない一般の専門的・技術的分野の在留資格者や、身分又は地位に基づき(在留資格者などの在留外国人については、就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を総合的に把握・管理する仕組みを検討し、在留期間の伸長も含め、引き続き2006年度中に結論を得るために検討すべきである。	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	法務省入国管理局	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2
5066	5066004			z01005	全庁	民法第466条第2項	契約当事者が反対の意思表示をした場合には債権譲渡を行うことができない。(民法第466条第2項)	d		平成17年1月から、債権譲渡対象を特定目的会社等に拡大している。		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各都府県及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。		各都府県及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全庁、地方自治体	
5083	5083004			z01006	全庁		内閣官房は審議会を設置していない。	-	-	-		特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会(たばこ事業等文科会、税制調査会など)は、財務省のホームページの週間予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を国民が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の情報入手と対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数カ月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全庁	